

豊田市高齢者世話付住宅生活援助員派遣等事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内の高齢者世話付住宅に居住する者に対し、緊急通報装置を貸与し緊急時の対応を行うとともに、生活援助員を派遣することにより、居住者が自立して安全かつ快適な生活を営むことができるよう、緊急通報装置の貸与、緊急時の対応、生活援助員の派遣等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、高齢者世話付住宅、生活援助員、及び緊急通報装置とは次の各号に定めるところによる。

(1) 高齢者世話付住宅

平成13年3月28日国土交通省国住備発第51号・厚生労働省老発第114号通達「シルバーハウジング・プロジェクトの実施について」に基づき市内に供給された、別表1に掲げる公営賃貸住宅。日常生活上自立可能な単身者及び夫婦のみの高齢者世帯等を対象に、高齢者の生活特性に配慮した設備・構造を有し、かつ生活援助員による福祉サービスを受けられる。

(2) 生活援助員

上記の高齢者世話付住宅に居住している高齢者に対し、必要に応じて生活指導・相談、安否の確認、緊急時対応等のサービスを行う者。

(3) 緊急通報装置

高齢者世話付住宅に設置された緊急通報システム用設備（室内設置の緊急呼出しボタン、火災センサー、水センサー等）と接続することにより緊急事態を通報できる装置。

(実施主体)

第3条 高齢者世話付住宅生活援助員派遣等事業（以下「事業」という。）の実施主体は豊田市とし、市民福祉部地域福祉課が所管する。ただし、対象世帯・費用負担区分の決定、費用徴収、緊急通報装置の貸与・設置等を除く事業の実施について、市長が適当と認める社会福祉法人等に委託することができるものとする。

(提供するサービス)

第4条 この事業で提供するサービスは、次にかかげるものとする。

- (1) 緊急通報装置の貸与
- (2) 緊急通報の対応
- (3) 生活援助員の派遣

(対象者)

第5条 この事業で提供するサービス（以下「生活援助員派遣等サービス」という。）の対象者は、高齢者世話付住宅の供給主体が定める入居申込資格、入居募集・選考方

法、入居者管理方法等に従い、市内の高齢者世話付住宅に居住する者であり、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 65歳以上の夫婦世帯（配偶者は60歳以上であること）
- (2) 65歳以上の親族からなる二人世帯（同居者は60歳以上であること）
- (3) 65歳以上の単身者

（利用の申請及びサービスの実施）

第6条 生活援助員派遣等サービスを受けようとする者（以下「申請者」）は、高齢者世話付住宅生活援助員派遣等登録申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）及び承諾書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書及び承諾書の提出を受けた後に、高齢者世話付住宅の入居の事実をもって派遣等のサービスの提供を行なうものとする。
- 3 緊急を要すると市長が認める場合にあつては、前2項の規定にかかわらず、申請書及び承諾書の提出等を事後に行うことができる。なお、その場合の手続きについてはできるだけ速やかに行わなければならない。

（緊急通報装置の貸与）

第7条 市長は、前条の規定により利用が適当と認めたもの（以下「利用者」という。）に対し緊急通報装置を貸与・設置する。

- 2 貸与する機器には、緊急通報装置本体のほかにペンダント発信機および受信機を含む。
- 3 利用者は、機器を使用するにあたりあらかじめ利用者負担によりNTT電話回線に加入していなければならない。また、機器設置後の電話基本料および緊急通報を含めた通話料は利用者が負担するものとする。
- 4 利用者は、善良な管理の注意をもって機器を使用するとともに、機器の現状を変更しまたは転貸してはならない。

（緊急通報の対応）

第8条 前条の規定により緊急通報装置を貸与・設置した者から発信される緊急通報の取扱いは以下のとおりとする。

- (1) 通常ダイヤル通話による119番通報を除き利用者宅から発信される緊急通報（以下「緊急通報」という。）には、緊急押しボタン（玄関・風呂・トイレ・洋室・和室設置ボタン、緊急通報装置本体付属ボタン、ペンダント発信機ボタン等）による緊急ボタン通報、相談ボタンによる相談ボタン通報、センサー（熱感知型火災センサー、水センサー）によるセンサー通報がある。
- (2) 緊急通報の通報先および通報順序は以下のとおりとする。

通報種類		一次通報先	二次通報先
緊急ボタン		生活援助員詰所	豊田市消防署
相談ボタン		生活援助員詰所	——
センサー	水道使用量	生活援助員詰所	——
	火災	豊田市消防署	——

- (3) 一次通報先、二次通報先のセットは、緊急通報装置を市が設置する際に業者により行う。緊急通報の一次から二次への切り替えは、最初に呼び出される一次通報先が一定時間経過後も受信がない場合、自動的に二次通報先に切り替わる。以下、受信されるまで同サイクルが繰り返される。
- (4) 緊急通報の通報先関係者は、常に利用者からの緊急通報の受信に備える。ただし、夜間、休日など生活援助員が不在等により受信できない場合は、二次通報先の受信者が対応する。
- (5) 緊急通報の受信者は、緊急通報を受信した場合は、速やかに状況に応じた措置を講じる。なお、状況の把握にあたっては通報内容の確認のほか、可能な限り、利用者との通話、協力者への確認、もしくは現場急行などの適切な方法による。
- (6) 前項の「協力者」は、生活援助員派遣申請時に登録された同一棟の近隣入居者であり、各通報先にあらかじめ電話番号等の情報を保存する。
- (7) 緊急通報作動時、当該住戸のドアは電子解錠システムにより外部からの解錠が可能となる。解錠に「専用キー」が必要な場合は、高齢者世話付住宅の供給主体より、高齢者世話付き住宅が設置されている棟の入居者、生活援助員、その他関係者に貸与される。

(生活援助員の派遣)

第9条 市長は、利用者に対し生活援助員を派遣する。生活援助員は、前条にかかげる緊急通報の対応を含めた次に掲げるサービスを必要に応じ提供するものとする。

- (1) 生活指導・相談
- (2) 安否の確認
- (3) 緊急時の対応
- (4) 関係機関等との連絡
- (5) その他日常生活上必要な援助

(生活援助員の勤務形態)

第10条 生活援助員は、第3条に規定する社会福祉法人等の職員をもって充てる。

- 2 生活援助員は、その勤務中、常に身分証明書を携帯するものとする。
- 3 生活援助員は、サービス日誌、活動記録簿その他の帳簿を整備するものとする。
- 4 生活援助員の派遣日及び派遣時間は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りではない。
 - (1) 派遣日 月曜日から金曜日まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日、及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。
 - (2) 派遣時間 午前9時から午後5時まで

(協力者の選任および役割)

第11条 第8条第5号、第6号にかかげる協力者（以下「協力者」という。）は、市長が、利用者宅に近接する高齢者世話付住宅居住者から選任する。選任にあたっては、第6条の規定による申請時にあらかじめ協力者として活動する旨の承諾を得ること

とする。

2 協力者は次にかかげる活動を行うものとする。

(1) 緊急通報の受信者から連絡があったときは、ただちに利用者宅を訪問し、利用者の状況を確認する。

(2) 前号による確認の結果、救助等の措置の必要があると認めるときは、適切な措置を講ずる。

(3) 前2号以外にも、利用者世帯について異常を認めるときは、関係機関への通報等の適切な措置を講ずる。

(サービスの廃止または停止)

第12条 市長は、生活援助員派遣等サービスの利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、サービスの実施を廃止または停止することができるものとする。

(1) 60歳以上の入居者がすべて入院または老人福祉施設等の施設に入所したとき。

(2) 60歳以上の入居者がすべて転居したとき。

(3) 60歳以上の入居者がすべて死亡したとき。

(4) 前3号以外に高齢者世話付住宅の供給主体が定める入居資格に該当しなくなったとき。

(5) 生活援助員に対して著しい非行のあったとき。

2 市長は、前項の決定をしたときは、高齢者世話付住宅生活援助員派遣等廃止(停止)決定通知書(様式第3号)により利用者に通知するものとする。

3 市長は、生活援助員派遣等の停止を解除したときは、高齢者世話付住宅生活援助員派遣等停止解除決定通知書(様式第4号)により当該世帯に通知するものとする。

(生活援助員派遣等費用負担の徴収)

第13条 利用者は、別表2の基準により生活援助員派遣等に要する費用(以下「生活援助員派遣等費用負担」という。)を負担するものとする。

2 市長は、原則として、あらかじめ派遣対象世帯の生活援助員派遣等費用負担の額を月単位で決定し、豊田市高齢者世話付住宅生活援助員派遣等費用負担決定通知書(様式第5号)により通知し、徴収する。

3 費用徴収時期は、翌月末とする。ただし、その日が豊田市の休日を定める条例(平成元年条例第61号)第2条第1項に規定する市の休日に当たるときは、その日後最初に到来する市の休日でない日をもってその期限とみなす。ただし、派遣を途中で廃止した場合はこの限りではない。

4 派遣の期間が暦月単位の1月に満たない場合は、費用の徴収を行わない。

(権利譲渡の禁止)

第14条 利用者は、生活援助員の派遣を受ける権利を他人に譲渡してはならない。

(現況の把握)

第15条 市長は、利用者からの委任に基づき、生活援助員派遣費用負担額算定に必要な

となる所得税に係る公簿閲覧により、現況を把握するものとする。

- 2 市長は、現況把握により生活援助員派遣等費用負担の額が変更となるときは、高齢者世話付住宅生活援助員派遣等費用負担変更決定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（関係機関との連携）

- 第16条 実施主体は、この事業を行うに当たっては、常に、福祉事務所、民生委員、消防署、本事業を委託する社会福祉法人等、高齢者世話付住宅の供給者等と連携を密にするものとする。

（帳簿の整備）

- 第17条 実施主体は、この事業を行うため、入居者台帳、利用者負担金収納簿その他必要な帳簿を整備するものとする。

（事業推進に係る費用および負担者）

- 第18条 第13条に規定する生活援助員派遣費用を含め、本事業の推進に係る費用の種類及びその負担者については、下記のとおりとなる。

費用の種類		負担者	市		居住者
			県住宅供給公社	地域福祉課	
緊急通報設備 (安否確認設備含む)	設置	○ (県営住宅)		○ (市営住宅)	
	保守点検	○ (県営住宅)		○ (市営住宅)	
	電気料				○
緊急通報装置	設置		○		
	保守点検		○		
	加入料				○
	通話料				○
生活援助員派遣等に 伴う費用負担※			○		○ (別表2)

※緊急時対応も含む。

居住者は所得に応じ費用を負担する。（「高齢者世話付住宅（シルバーハウジング等）生活援助員派遣事業の実施について（平成2年8月27日老福第168号）」に準ずる。別表2参照）

（その他）

- 第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成11年11月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年12月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年9月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年9月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

別表1（第2条関係）

■市内の高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）

住宅名	所在地	整備戸数
県営渋谷住宅	東山町2丁目1051-2 渋谷町3丁目980-20	20戸（平成9年5月8戸、平成11年11月12戸）
市営東山住宅	東山町2丁目1555-1	12戸（平成9年10月）
県営宮口上住宅	朝日町4丁目12-1	18戸（平成18年12月）
県営手呂住宅	手呂町樋田138-1	15戸（平成20年9月10戸、平成24年9月5戸）
市営市木町住宅	市木町堂外戸1	8戸（平成21年4月）
市営美和住宅	美和町2丁目3	18戸（平成23年4月12戸、平成25年4月6戸）
県営初吹住宅	京ヶ峰1丁目1-1	6戸（平成25年4月）

※（）内は共用開始年月

別表2（第13条関係）

■生活援助員派遣費用負担基準

利用者世帯の階層区分		入居者負担額 （1ヶ月あたり）
A	<u>生活保護法による被保護世帯</u>	0円
B	生計中心者の <u>前年所得税非課税世帯</u>	0円
C	生計中心者の <u>前年所得税年額9,600円以下の世帯</u>	1,500円
D	生計中心者の <u>前年所得税年額9,601円以上32,400円以下の世帯</u>	2,600円
E	生計中心者の <u>前年所得税年額32,401円以上42,000円以下の世帯</u>	3,800円
F	生計中心者の <u>前年所得税年額42,001円以上の世帯</u>	4,900円